

各私立幼稚園 }
各私立認定こども園 } 設置者様

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課長
(公印省略)

長時間預かり保育運営費支援事業を実施している園における
預かり保育推進費補助金を申請する際の留意事項について

本県の私学振興につきましては、日頃格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

県の「私立幼稚園等預かり保育推進費補助事業」（以下「県補助金」という。）と市町村の「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」（以下「市町村補助金」という。）の両補助金を申請する場合、補助対象が一部重複するため、重複を避けて申請していただく必要があります。

つきましては、県補助金への申請の際には、裏面「市町村補助金により補助を受ける部分を除いて申請する方法」をご確認のうえ、市町村補助金により補助を受ける部分を除いて計画書を作成し、別紙の「令和5年度私立幼稚園等預かり保育推進費補助金について」をご提出いただきますようお願いします。

1 対象園

市町村から委託または補助を受けて「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」を実施する園

(参考) 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業

認定こども園への移行計画を策定し、保育所と同様に11時間の開園を行う私立幼稚園の預かり保育等に対し、運営費の一部を補助するものです。

※ 横浜市内の園の場合、市の「私立幼稚園等預かり保育事業」(横浜市型預かり保育)で「有資格者配置単価」の適用を受けている園が該当します。

2 提出書類

令和5年度私立幼稚園等預かり保育推進費補助金について

3 提出方法

令和5年度私立幼稚園等預かり保育推進費補助事業計画書等に同封してください。

問合せ先

助成グループ 澤田、永見、青木

電話 045-210-1111 (内線 3774)

Eメール jyosei.yochien@pref.kanagawa.lg.jp

市町村補助金により補助を受ける部分を除いて申請する方法

(幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の補助を受ける場合)

- ① 預かり保育の対象園児のうち、「保育を必要とする児童（市町村補助金の対象となっている児童）」の人数を年齢ごとに算出してください。
- ② 「保育を必要とする児童」を預かるために必要な保育者数を求めてください。
なお、年齢ごとに応じて必要な保育者数は下記の通りです。
 - 0歳児：3人につき保育者1人 ● 1・2歳児：6人につき保育者1人
 - 3歳児：20人につき保育者1人 ● 4・5歳児：30人につき保育者1人
- ③ ②で求めた「保育を必要とする児童に必要な保育者数」を預かり保育担当者数(総数)から引いてください。
- ④ ③で求めた数を最大値として、県補助金の「預かり保育専任担当教員」の条件を満たす者を、担当教員として申請してください。

(例) 預かり保育担当者5人にて、総勢45人の園児の預かり保育を実施している場合

年齢	預かり保育対象園児	左記のうち保育を必要とする児童	保育を必要とする児童に必要な保育者数	
0歳児	3人	3人	÷ 3 =	1人
1・2歳児	7人	7人	÷ 6 =	1.16人
3歳児	20人	10人	÷ 20 =	0.5人
4・5歳児	15人	14人	÷ 30 =	0.46人
				合計
				3人

小数点第2位以下切り捨て

小数点第1位を四捨五入

預かり保育担当者 (5人) - 保育を必要とする児童に必要な保育者 (3人) = 県補助金に申請できる教員数の最大値 (2人)

計算にご利用ください

預かり保育担当者 () 人 預かり保育対象園児 (総数) () 人

年齢	預かり保育対象園児	左記のうち保育を必要とする児童	保育を必要とする児童に必要な保育者数	
0歳児	人	人	÷ 3 =	人
1・2歳児	人	人	÷ 6 =	人
3歳児	人	人	÷ 20 =	人
4・5歳児	人	人	÷ 30 =	人
				合計
				人

預かり保育担当者 () 人 - 保育を必要とする児童に必要な保育者 () 人 = 県補助金に申請できる教員数の最大値 () 人